

事例14 両手鍋の取っ手が服に引っかかり、熱湯をかぶる

1 災害の概要

項目	内 容
介護労働者	経験1年、20歳代の女性
作業	食事介助作業
災害の型	高温・低温の物との接触
起因物	両手鍋
傷病	大腿部火傷
災害の程度	1週間の休業災害



2 発生状況

食事の介助をするため、利用者にベッドから起き上がってもらおうと、ベッドに近づいたとき、ストーブの上にかけてあった両手鍋の取っ手に服が引っかかり、鍋からこぼれた熱湯を大腿部に浴びた。

3 原因

- (1) ストーブが通路、作業スペースであるベッドの近くにおいてあった。
- (2) 袖口の広い洋服を着ていたため、ストーブからはみ出していた鍋の取っ手に洋服が引っかかった。

4 対策

(1) 事業者

- ① 動きやすく袖口や裾等の広がっていない洋服で作業を行うよう教育する。
- ② 各家庭のストーブ等の位置を確認し、設置場所等の変更を各家庭にお願いし、再発防止に努める。
- ③ 安全意識高揚の教育（K Y T—危険予知訓練の導入等）を行う。

(2) 介護労働者

- ① ストーブを通路や作業スペースから離して置く。
- ② 袖口や裾などが広がっていない、動きやすい洋服を着用する。
- ③ 利用者家族へストーブに鍋、やかん等をかける場合は、ストーブからはみ出さないように申し入れる。また、やかん等がはみ出ている場合は、作業前に置き直す。
- ④ ストーブに鍋等をかける場合は、囲いを設けるよう利用者家族へ申し入れる。
- ⑤ ストーブ等がベッドに近く動かすことができない場合は、鍋等を外し、ストーブにぶつかりにくい作業位置で作業する。

事例15 ガスレンジが点火せず、のぞき込んだ眼に爆風を浴びる

1 災害の状況

項目	内 容
介護労働者	経験13年、40歳代の男性
作業	食事介助作業
災害の型	高温、低温の物との接触
起因物	ガスレンジ
傷病	右目火傷
災害の程度	3週間の休業災害



2 発生状況

介護労働者が、利用者宅のガスレンジを使用し食事の準備に入ったが、何回押しても点火しないため、ガスレンジののぞき穴よりのぞいた瞬間、充満していたガスが爆発し、爆風が右目にかかり火傷した。

3 原因

- (1) 点火異常に対し、ガスの放出が繰り返された。
- (2) ガスレンジの周囲にガスが充満している中、顔を近づけ再点火した。
- (3) 鍋から吹きこぼれた水が点火口にかかり、着火しにくくなっていた。

4 対策

(1) 事業者

- ① ガスや火気を使用する際は、換気に注意させるとともに、顔や身体を近づけないよう教育する。
- ② 安全意識高揚の教育（K Y T—危険予知訓練の導入等）を行う。
- ③ ガス器具の点火異常の際の留意点について、介護労働者に十分教育を行う。

(2) 介護労働者

- ① 点火しない場合は、換気をし、時間を空けてから再点火を行う。
- ② 火気に顔や身体を近づけない。
- ③ 日頃からガス使用時は、換気扇や窓を開け通気のよい状態でガスを使う。